

【改訂8版】食品表示検定・中級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

●テキストに以下の通り修正箇所がございました。お詫びして訂正させていただきます。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2024年 4月1日	1刷・2刷	P64	2-4-3	〈必要な表示事項〉	〈必要な表示事項〉	〈必要な表示事項〉* 冷蔵の状態 で販売している場合
		P64	2-4-3	〈必要な表示事項〉の表 下から2行目	解凍した旨（生食用でないふぐの列）○、（生食用のふぐの列） ＝	解凍した旨（生食用でないふぐの列）○、（生食用のふぐの列） ＝
		P204	4-4-11	【原料原産地名】の項 下から4行目	原料原産地:A国(はちみつ(アカシア、レンゲ、ひまわり)	原料原産地:A国(はちみつ(アカシア、レンゲ、ひまわり)]
		P305	5-6-2	下から2行目～	*3「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。	*3「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。
		P348	5-12	下から7行目	*2 150ml以下のペットボトルにおける識別表示義務はないが、・・・	*2 150ml未 満 のペットボトルにおける識別表示義務はないが、・・・

●今回お知らせする、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2024年前期の試験は、2023年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2024年 4月1日	全刷	P341	5-11	図表2の下部	なお、発泡酒、その他の発泡性酒類(ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)、雑酒の場合は、酒類特有の「税率適用区分」の表示が必要です。例えば、発泡酒の場合は、「麦芽使用率○%」と、その他の発泡性酒類は、酒類の品目、発泡性を有する旨の後に税率の適用区分を表す記号である「①」又は「②」と表示します。 表示例:「その他の醸造酒(発泡性)②」「リキュール(発泡性)②」	2017年(平成29年)度の税制改正において、ビール系飲料(ビール、発泡酒、新ジャンル)の税率を統一することが決まり、2023年10月にその第一段階として一部税率の改正が行われました。これに伴って品目の表示や税率適用区分の表示が一部変更となりました。ただし表示切替による食品ロス削減に向けた配慮として、何ら手続きなく、又は税務署の「異なる表示」の承認をうけることにより、従前どおりの表示を(一定期間)行うことができます。 詳細は国税庁より表示方法の手引きが出ておりますのでご参照ください。↓ https://www.nta.go.jp/taxes/sake/pdf/0023008-027.pdf
		P258	5-2	図表2(2023年3月9日改正分(黒字下線)も含む)	特定原材料(7品目):えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ) 特定原材料に準ずるもの(21品目):アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 くるみ 、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ 、もも、山芋、りんご、ゼラチン	2024年3月28日付で、通知「食品表示基準について」が改正され、特定原材料に準ずるものとして新たに「マカダミアナッツ」が追加されました。一方でこれまで特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されてきた「まつたけ」は、リストから削除されることとなりました。
		P264	5-2	図表4(2023年3月9日改正分(黒字下線)も含む)	特定原材料に準ずるもの(通知で定められた品目):アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 くるみ 、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ 、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	「特定原材料に準ずるもの」の対象品目数は、特定原材料の対象品目数と併せて現行の28品目数を目安とするという方針から品目の見直しが行われたものです。

●以前にお知らせした訂正箇所は以下の通りです。お手数ですがこちらも合わせて訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 8月18日	1刷・2刷	P234	4-5-1	必要な表示事項の表の左列最下段	△ 税制 適用区分 発泡酒、その他の発泡性酒類、雑酒の場合	△ 税率 適用区分 発泡酒、その他の発泡性酒類、雑酒の場合
		P283	5-4	赤枠内 上から4行目	「オーガニック〇〇」又は「〇〇 オーガニック 」(生鮮食品又は加工食品の場合)	「オーガニック〇〇」又は「〇〇 (オーガニック) 」(生鮮食品又は加工食品の場合)
2023年 5月18日	1刷	P120	4-1-3	表組の下【内容量】の節の上から3行目	らっきょう漬以外の農産物漬物のうち 、小切り、細刻していないものにあつては、ぬか、液汁、かす、塩等を除いた状態の内容重量を表示します。 らっきょう漬以外の小切り、細刻した「しょうゆ漬」「酢漬」にあつては 液汁を含む内容重量を、「かす漬」「みそ漬」「こうじ漬」「もろみ漬」等にあつては、かす、みそ、こうじ、もろみ、及び液汁を含む内容重量を表示します。 また、 塩漬などのきゅうりを丸ごと漬け込んだものなど、内容量を外見上容易に識別できるものは 、食品表示基準に従い内容数量を個数の単位で表示することも可能です。	農産物漬物のうち 、小切り、細刻していないものにあつては、ぬか、液汁、かす、塩等を除いた状態の内容重量を表示します。 小切り、細刻した「しょうゆ漬」「酢漬」にあつては 液汁を含む内容重量を、「かす漬」「みそ漬」「こうじ漬」「もろみ漬」等にあつては、かす、みそ、こうじ、もろみ、及び液汁を含む内容重量を表示します。 また、 きゅうりなど、らっきょう以外の農産物を丸ごと漬け込んだものなどは 、食品表示基準に従い内容数量を個数の単位で表示することも可能です。
2023年 3月27日		P132	4-2-4	〈チルドハンバーグステーキの表示例〉の上から2行目「原材料名」欄	食肉 (牛肉(米国)、豚肉)、たまねぎ、つなぎ(パン粉、卵白)、粒状植物性たん白、 豚脂 、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、ソース(砂糖、醸造酢、トマト、ポークエキス、しょうゆ、でん粉、香辛料)、(一部に牛肉・豚肉・小麦・卵・大豆・乳成分・りんごを含む)	食肉等 (牛肉(米国)、豚肉、 豚脂)、たまねぎ、つなぎ(パン粉、卵白)、粒状植物性たん白、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、ソース(砂糖、醸造酢、トマト、ポークエキス、しょうゆ、でん粉、香辛料)、(一部に牛肉・豚肉・小麦・卵・大豆・乳成分・りんごを含む)
2023年 2月28日		P80	3-5	図表1の見出し行 2行目の白抜き文字見出し	個別に表示方法が規定されている4品目+お の ぎりの「のり」	個別に表示方法が規定されている4品目+お に ぎりの「のり」
		P110	3-10	本文の上から5行目～	⑨食品の処理工程が製造よりむしろ加工と解される場合(切断、混合、解凍等)は、加工者の氏名及び加工所の所在地を表示しますが、 この場合、製造所固有記号をもって表示することはできません。 ただし 、製造された製品(バルク)を仕入れ、最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所は、「加工所」に該当しますが、当該小分け行為を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合には、製造所固有記号の使用が認められます。	⑨食品の処理工程が製造よりむしろ加工と解される場合(切断、混合、解凍等)は、加工者の氏名及び加工所の所在地を表示します。 ⑩ 製造された製品(バルク)を仕入れ、最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所は、「加工所」に該当しますが、当該小分け行為を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合には、製造所固有記号の使用が認められます。
		P127	4-2-2	〈ポーションカット肉の表示例〉の「原材料名」欄	牛肉(米国产)、牛脂、食塩/リン酸Na、カゼインNa、酵素	牛肉(米国产)、牛脂、食塩/リン酸Na、カゼインNa(乳由来)、酵素
P278	5-4	本文の下から4行目～	なお、有機食品について、JAS法施行令で定める「指定農林物質」には、……義務付けられています。この「指定農林物質」には、……指定されています。	なお、有機食品について、JAS法施行令で定める「指定農林物質」には、……義務付けられています。この「指定農林物質」には、……指定されています。		

●以前お知らせした、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2024年前期の試験は、2023年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2023年 8月18日	全刷	P222	4-4-15	〈ベビー用飲料の表示例〉の枠外下部	●本品は乳児用規格適用食品です。	2023年6月29日付で「食品表示基準について」及び「食品表示基準Q&A」が以下の内容で改正されました。 ① 乳児用規格適用食品である旨の表示の方法は、「乳児用規格適用食品(食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品)」に統一されました。 ② 特別用途食品の乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳など、他の法令で1歳未満の乳児を対象とした食品であることが明瞭に示されている食品、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品であることが容易に判別できる食品については、①の表示を省略することができると示されました。 この内容は、2023年6月29日から可能な限り速やかに表示の見直しを行うことが望ましいとされています。なお、包材資材の切り替え等の期間を考慮し、遅くとも2025年3月末までに見直しが行われるよう指導されています。
		P223	4-4-15	下から13行目～	容器包装に入れられた乳児用規格適用食品については、「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示します。 表示例: ・乳児用規格適用食品 ・本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格基準が適用される食品です。 ・乳児用食品の規格基準が適用される食品です。 ・本品は乳児用規格適用食品です。 ・乳児用規格適用食品です。 ・乳児用規格適用 ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね30cm ² 以下であるもの、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものについては、表示を省略することができます。	

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2023年 3月27日	全刷	P257	5-2	下から6行目～	特定原材料として定め、2022年(令和4年)10月1日現在、これら7品目(品目については図表2参照)の表示を…	<p>2023年3月9日付で食品表示基準が以下の通り改正されました。</p> <p>① これまで「特定原材料に準ずるもの」として表示が推奨されていた「くるみ」について、「特定原材料」として表示が義務化されることとなりました。 (この結果、特定原材料は7品目から8品目に、特定原材料に準ずるものは21品目から20品目になります。)</p> <p>なお、くるみの代替表記「クルミ」と拡大表記の例「くるみパン」「くるみケーキ」については特定原材料に準ずるものとしての表記と同じです。</p> <p>② エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を産生させるために遺伝子組換えが行われたなたねについて、特定遺伝子組換え農産物として表示の対象となりました。</p> <p>施行日は、2023年3月9日です。 ただし、経過措置期間が設けられており、2025年3月31日までに製造、加工、輸入される一般用加工食品、及びその日までに販売される業務用加工食品には、従前の表示も認められています。</p> <p>なお、食品表示基準の改正に伴い、通知「食品表示基準について」「食品表示基準Q&A」も関連の箇所を中心に改正されました。</p>
		P257	5-2	下から1行目～	特定原材料に準ずるものとして、これら21品目(図表2参照)を…	
		P258	5-2	図表2	特定原材料(7品目):えび、かに、小麦、そば、卵、落花生(ピーナッツ) 特定原材料に準ずるもの(21品目):アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、山芋、りんご、ゼラチン	
		P258	5-2	下から3行目～	このうち1品でもアレルギー表示を行うのであれば21品目すべてに関して、…	
		P260	5-2	上から10行目～	アレルギー表示が義務化された特定原材料7品目及び特定原材料に準ずるもの21品目について…	
		P263	5-2	上から1行目～	特定原材料7品目及び特定原材料に準ずるもの21品目についてリスト化され、…	
		P263	5-2	図表3	特定原材料(食品表示基準で定められた品目):えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生	
		P264	5-2	図表4	特定原材料に準ずるもの(通知で定められた品目):アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	
		P266	5-2	下から14行目～	特定原材料の7品目に由来する添加物が加工助剤やキャリアーオーバーに該当しても…	
		P266	5-2	下から9行目～	また、特定原材料に準ずる21品目に由来する添加物が加工助剤等に該当する場合も、…	
		P267	5-2	下から10行目～	アレルギーを含む食品の表示の対象が「特定原材料7品目」又は特定原材料に準ずる21品目を含む28品目のいずれかであるかを…	
		P267	5-2	下から2行目～	「アレルギーは義務7品目を対象範囲としています。」	
		P268	5-2	上から3行目～	この中でも特に「特定原材料7品目」のみを表示対象としている場合は、…	
		P273	5-3	下から11行目～	ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆及び高リシン遺伝子組換えとうもろこしがあり、…	
		P274	5-3	図表3	形質:ステアリン酸産生、高リシン	
P276	5-3	上から7行目～	ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆及び高リシン遺伝子組換えとうもろこしの場合の表示ルールは…			

(以上)